

株主各位

第19回定時株主総会招集ご通知

インターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況の概況

連結注記表

個別注記表

(2019年1月1日～2019年12月31日)

株式会社バリューHR

第19回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況及び連結計算書類の連結注記表並びに計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.valuehr.com/ir/index.html>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況

①業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- イ. 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人（以下「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎となる「企業倫理規程」に基づき、役職員の法令・定款及び経営理念の遵守に関する指針として「コンプライアンス行動基準」を定め、役職員への周知徹底を図る。
 - (ii) 当社グループのコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス担当役員と各部門のコンプライアンス担当責任者は、コンプライアンス実践体制を構築する。
 - (iii) 内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門のコンプライアンス担当責任者と連携してモニタリングを実施する。
 - (iv) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報体制を整備し、「内部通報規程」に基づき、その運用を行う。
 - (v) 監査等委員である取締役は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
 - (vi) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たない。
- ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役が当該情報を求めたときは、適時にそれらを提供できる状態に管理する。
- ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社グループは、必要に応じて社内規則またはガイドライン等を制定し、マニュアルの作成・配布、教育及び内部監査を実施して、当社グループの損失の危険を回避・予防し、または管理するものとする。
 - (ii) 緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、「経営危機管理規程」に基づき、対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に

管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

ニ、当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、事業計画に基づき、計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、月次の利益計画を策定し、予実管理を行う。
- (ii) 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。各統括部門を担当する取締役は、取締役会において年度事業計画の進捗状況及び具体的な実行施策を報告し、効率的な業務遂行体制を構築、実施する。
- (iii) 「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」等に基づき、取締役ごとの役割と責任を明確化するとともに、意思決定プロセスの簡素化等により経営における意思決定の迅速化を図る。また、重要事項については、取締役会の合議により慎重な意思決定を行う。

ホ、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社のコンプライアンスポリシー（企業倫理規程、コンプライアンス行動基準）及び内部統制システムを準用し、その周知徹底を図る。
- (ii) 当社子会社における重要事項は、「関係会社管理規程」に基づき、当社経営会議または取締役会の付議事項とし、経営会議または取締役会における意思決定を通じて、子会社における適正な経営体制の構築に努める。
- (iii) 監査等委員である取締役は内部監査室と連携し、当社子会社に対する内部統制体制に関する監査を実施する。

ヘ、監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (i) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の同意のもとに、補助すべき使用人として、監査計画に従い必要な人員を配置する。
- (ii) 監査等委員会及び監査等委員である取締役を補助する使用人は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取

締役を除く）から指揮命令を受けないこととする。

- (iii) 当該使用人の人事評価は監査等委員である取締役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得る。

ト．当社グループの役職員が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (i) 監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要事項の報告を求めることができる。
- (ii) 役職員は、当社グループ各社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員である取締役に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実を知ったときは監査等委員である取締役に遅滞なく報告する。
- (iii) 当社グループは、監査等委員である取締役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

チ．その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社グループの役職員は、監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備するよう努める。
- (ii) 監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保する。
- (iii) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員である取締役または監査等委員会からの適時な報告に対して、真摯に受け止める。
- (iv) 監査等委員である取締役がその職務執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、速やかにそれを処理する。

リ．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社グループでは、上記基本方針に掲げた体制を整備し基本方針に沿った運用を行っておりますが、その主要事項について当事業年度における概況は以下のとおりです。

イ. コンプライアンスへの取り組みについて

コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な教育を実施することとしており、当事業年度においては、全役職員に対し、企業におけるコンプライアンスの重要性、企業行動指針、内部通報制度、情報セキュリティなどについての教育を実施しました。

内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程などの遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務対応が適切になされているかについても確認しております。

ロ. リスクマネジメントに対する取り組みについて

リスクマネジメントについては、経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしております。毎年、リスクの識別、分類、分析、評価を見直し、対応策の実施状況の検証を行うこととしており、当事業年度においてもこれらを実施いたしました。

ハ. 取締役の職務執行状況について

取締役会は社外取締役4名を含む取締役9名で構成され、当事業年度において、取締役会は16回開催され、当社取締役会規程に定める重要事項の決定、並びに経営全般にわたる問題への対応、検討を行っております。また、経営会議が毎月開催され、各事業本部から業務進捗の報告がなされるとともに、リスク情報や問題提起に対する検討、解決に向けた意思決定を行っております。

ニ. 監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査の状況について

監査等委員である取締役は経営会議及び取締役会へ出席することにより、取締役の職務執行が適切になされているかを確認しております。監査等委員会は、当事業年度において14回開催し、内部監査室、会計監査人と定期的にミーティングを行い、情報や課題を共有しています。

ホ. 財務報告の信頼性確保の取り組みについて

内部監査室が、各業務プロセスにおける内部統制の有効性を評価し、その評価結果については会計監査人が点検して必要な改善を指摘しております。これら活動を通じ、社内各部門に対し内部統制システムの重要性和遵守の意識徹底を図りました。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

株式会社バリューネットワークス

株式会社バリューヘルスケア

株式会社バリューH Rベンチャーズ

株式会社健診予約.com

当社はすべての子会社を連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社の数 1社

会社等の名称

株式会社ニュートリション・バランス

(持分法を適用していない理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～38年
その他（工具器具備品）	3年～15年

ロ. 無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップであるため、有効性の評価は省略しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	616,373千円
土地	6,183,713千円
建設仮勘定	428,251千円
計	7,228,339千円

② 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	225,163千円
長期借入金	5,410,168千円
計	5,635,332千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 613,059千円

(3) 財務制限条項

当連結会計年度の借入金のうち、当社のシンジケーション方式タームローン契約(極度額6,500,000千円)には以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額又は2017年12月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

一年内返済予定の長期借入金	126,715千円
長期借入金	4,941,916千円
計	5,068,632千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,077,800株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年2月14日 取締役会	普通株式	91,972	15.5	2018年12月31日	2019年3月13日
2019年8月14日 取締役会	普通株式	76,788	13.0	2019年6月30日	2019年8月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年2月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	118,385	20.0	2019年12月31日	2020年3月13日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	新 株 予 約 権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	115,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。又、一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金、リース投資資産及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金及び営業預り金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後10年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4)③ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等のリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、販売管理規程に従い、取引相手ごとに与信限度額を設定しております。ただし、取引相手が一部又は二部上場会社もしくはそれと同等と判断される場合は、与信限度額を設定しないこともあります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（株価や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については主に業務上の関係を有する株式及び余資運用の株式・債券等を保有しており、定期的に時価の把握を行っております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引は、管理規程に従い、担当事業本部長の起案により、取締役会で承認されたものののみを実行するものとし、経理担当者が取引、残高管理、期間損益や時価評価等の損益管理、各種リスク管理を行います。

④ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理担当者が適時に資金繰表を作成するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

⑤ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定した価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	2,364,210 千円	2,364,210 千円	－ 千円
(2) 売 掛 金	408,552	408,552	－
(3) リース投資資産	34,531	33,342	△1,188
(4) 未 収 入 金	209,995	209,995	－
(5) 投資有価証券	588,614	588,614	－
(6) 買 掛 金	△110,480	△110,480	－
(7) 未 払 金	△254,715	△254,715	－
(8) 未 払 法 人 税 等	△204,028	△204,028	－
(9) 前 受 金	△233,378	△233,378	－
(10) 預 り 金	△1,630,672	△1,630,672	－
(11) 営 業 預 り 金	△708,506	△708,506	－
(12) 長期借入金（1年以内に返済 する長期借入金を含む。）	△5,803,946	△5,395,871	408,074
(13) リース債務（1年以内に返済 するリース債務を含む。）	△40,991	△39,774	1,216
(14) デリバティブ取引	－	－	－

(*) 1. 負債に計上されているものについては、△で表示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 未収入金、(6) 買掛金、(7) 未払金、(8) 未払法人税等、(9) 前受金、(10) 預り金、(11) 営業預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) リース投資資産

リース投資資産の時価は、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規取引を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっております。

- (5) 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっており、債券の時価は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

- (12) 長期借入金（1年以内に返済する長期借入金を含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(14)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (13) リース債務（1年以内に返済するリース債務を含む。）

リース債務の時価は、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規取引を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっております。

- (14) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて表示しております（上記(12)参照）。

3. 営業保証金、敷金保証金については、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であること、賃借人から預託されている長期預り保証金についても、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、上記表に含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸オフィスビル（土地を含む）を所有しております。なお、当社が一部使用しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度末残高	
賃貸不動産として使用される部分を含む不動産	2,000,192千円	2,600,000千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額であります。

7. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 437円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 93円58銭 |

8. その他の注記

(ストック・オプション等関係)

- (1) スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名
現金及び預金 3,086千円
- (2) 権利不行使による失効により利益として計上した金額
特別利益 その他 498千円

(3) ストック・オプションの内容、規模及び変動状況

① ストック・オプションの内容

	第12回 新株予約権	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 13名	当社取締役 6名 当社従業員 28名	当社取締役 6名 当社従業員 18名	当社取締役 6名 当社従業員 19名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数（注）1、7	普通株式 13,600株	普通株式 102,000株	普通株式 70,000株	普通株式 90,000株
付与日	2009年6月29日	2016年3月1日	2017年3月1日	2018年2月1日
権利確定条件	(注) 2、3	(注) 2、4	(注) 2、5	(注) 2、6
対象勤務期間	2009年 6 月29日から 権利確定日まで	2016年 3 月 1日から 権利確定日まで	2017年 3 月 1日から 権利確定日まで	2018年 2 月 1日から 権利確定日まで
権利行使期間	自 2011年 6月30日	自 2017年 4月1日	自 2018年 4月1日	自 2021年 2月1日
	至 2019年 6月29日	至 2022年 3月31日	至 2023年 3月31日	至 2026年 1月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人等であることを権利確定条件としております。
3. 当社株式が日本国内の証券取引所に上場された後、6ヶ月を経過していることを権利確定条件としております。
4. 新株予約権者は、2016年12月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が381百万円以上の場合、当該有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとしています。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。
5. 新株予約権者は、2017年12月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、売上高が2,858百万円以上、かつ、営業利益が415.1百万円以上の場合、当該有価証券報告書の提出日の翌

月1日から行使することができるものとしています。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。

6. 新株予約権者は、2018年12月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、売上高が3,750百万円以上、かつ、営業利益が500百万円以上の場合、2021年2月1日から行使することができるものとしています。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。
7. 当社は、2014年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いましたので、「ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

② スtock・オプションの規模及び変動状況

当連結会計年度（2019年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

イ. スtock・オプションの数

	第12回 新株予約権（注）	第16回 新株予約権（注）	第17回 新株予約権（注）	第18回 新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	90,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	90,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	1,200	75,800	69,000	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	21,000	6,800	—
失効	1,200	—	2,000	—
未行使残	—	54,800	60,200	—

（注）2014年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いましたので、当該分割後の株式数に換算して記載しております。

ロ．単価情報

	第12回 新株予約権（注）	第16回 新株予約権（注）	第17回 新株予約権（注）	第18回 新株予約権
権利行使価額（円）	189	886	1,263	933
行使時平均株価（円）	－	3,395	2,706	－
付与日における公正な 評価単価（円）	－	1,195	5,821	489

（注）2014年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いましたので、当該分割後の価格に換算して記載しております。

（4）ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

9. 重要な後発事象に関する注記

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、2020年2月18日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

（1）株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性を高めるとともに投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

（2）株式分割の概要

① 分割の方法

2020年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	6,078,200株
今回の分割により増加する株式数	6,078,200株
株式分割後の発行済株式総数	12,156,400株
株式分割後の発行可能株式総数	33,376,000株

(注) 上記の株式数は、2020年1月31日時点の発行済株式総数をもとに算出しております。株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があります。

③ 分割の日程

基準日公告日	2020年3月16日
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年4月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	218円92銭
1株当たり当期純利益	46円79銭

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

上記の株主分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

② 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1668万8000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3337万6000株</u> とする。

③ 定款変更の日程

効力発生日	2020年4月1日
-------	-----------

(4) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（附属設備）	8年～38年
----------	--------

構築物	15年
-----	-----

工具器具備品	3年～15年
--------	--------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップであるため、有効性の評価は省略しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	616,373千円
土地	6,183,713千円
建設仮勘定	428,251千円
計	7,228,339千円

② 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	225,163千円
長期借入金	5,410,168千円
計	5,635,332千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 599,721千円

(3) 財務制限条項

当事業年度の借入金のうち、当社のシンジケーション方式タームローン契約（極度額6,500,000千円）には以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額又は2017年12月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

財務制限条項の対象となる借入金残高は、次のとおりであります。

一年内返済予定の長期借入金	126,715千円
長期借入金	4,941,916千円
計	5,068,632千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	19,487千円
短期金銭債務	180,051千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	65,936千円
仕 入 高	3,136千円
営業取引以外の取引高	799千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 158,521 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	2,187千円
敷金保証金償却額	16,109千円
未払費用	1,377千円
未払事業税	12,483千円
その他	2,669千円
繰延税金資産合計	34,828千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△29,270千円
繰延税金負債合計	△29,270千円
繰延税金資産の純額	5,556千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	株式会社バリュ ーヘルスケア	所有 直接100%	役員の兼任	資金の返済	150,000	短期借入金	180,000
				資金の借入	180,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 388円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 87円90銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2020年2月18日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性を高めるとともに投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2020年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	6,078,200株
今回の分割により増加する株式数	6,078,200株
株式分割後の発行済株式総数	12,156,400株
株式分割後の発行可能株式総数	33,376,000株

(注) 上記の株式数は、2020年1月31日時点の発行済株式総数をもとに算出しております。株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があります。

③ 分割の日程

基準日公告日	2020年3月16日
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年4月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	194円48銭
1株当たり当期純利益	43円95銭

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

上記の株主分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

② 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1 6 6 8 万 8 0 0 0 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3 3 3 7 万 6 0 0 0 株</u> とする。

③ 定款変更の日程

効力発生日 2020年4月1日

(4) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。